

平成十三年環境省令第十九号

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定
機関を指定する省令

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第
十三条第二項の規定に基づき、悪臭防止法第十三
条第二項に規定する指定機関を指定する省令を次
のように定める。

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機
関として次の者を指定する。

名称	主たる事務所の所指定の日
所在地	
公益社団法人に東京都新宿区四谷平成十三年 おい・かおり環三栄町六番六号 境協会	五月三十日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年六月七日環境省令第
一六号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行す
る。ただし、第一条中「東京都文京区本郷二丁
目二十五番五号」を「東京都千代田区東神田二
丁目六番二号」に改める部分は、平成十四年六
月八日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一日環境省令
第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十二月一日から
施行する。

附 則 （平成二三年四月二六日環境省令
第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年二月一八日環境省
令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年六月一〇日環境省令
第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年八月九日環境省令第一
三号）

この省令は、令和五年九月十一日から施行す
る。